

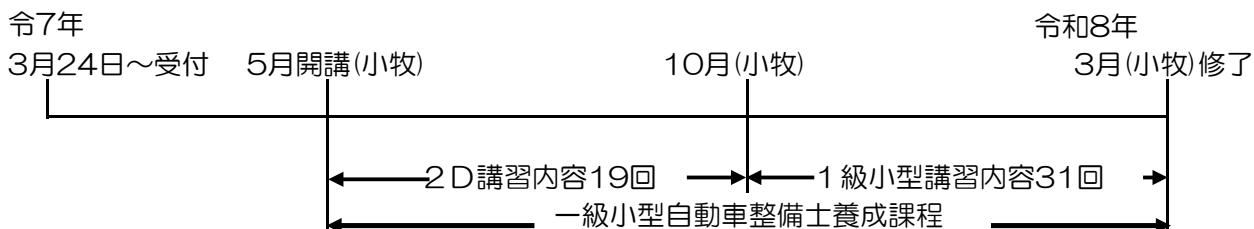
一級小型自動車整備士講習の受講資格

養成課程の種類	受講資格
一級小型自動車整備士	二級ガソリン又は二級ジーゼル自動車整備士合格後、3年以上の実務経験を有する方。 ※実務経験の短縮はありません。

一級小型自動車整備士養成課程の講習内容

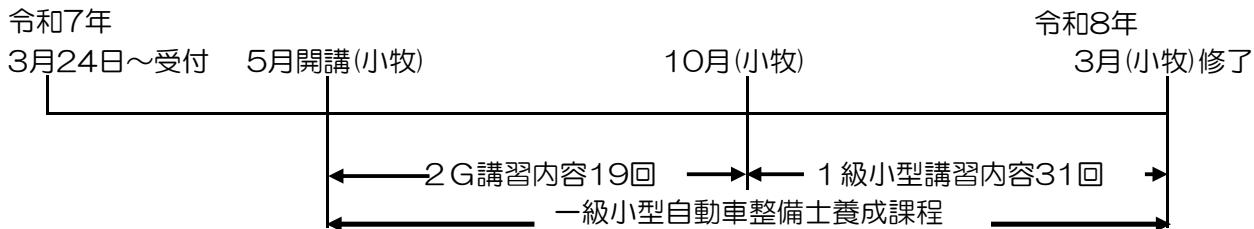
①二級ガソリンのみ合格している方

※1級小型自動車整備士養成課程の2D講習内容(19回)を全て受講した後、1級小型講習内容(31回)を受講していただきます。



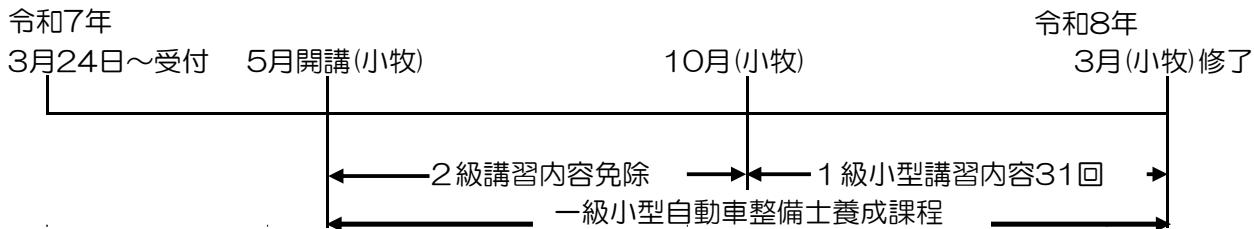
②二級ジーゼルのみ合格している方

※1級小型自動車整備士養成課程の2G講習内容(19回)を全て受講した後、1級小型講習内容(31回)を受講していただきます。



③二級ガソリン及び二級ジーゼルの両方を合格している方

※1級小型自動車整備士養成課程の2級講習内容は免除で、1級小型講習内容(31回)のみ受講していただきます。



※上記①、②を受講される方は、2級講習内容を受講した後、1級小型講習内容を未受講（キャンセル）の場合、未修了となります。受講料の返金もできませんので、予めご了承ください。